



平成22年5月19日

各 位

会 社 名 トリニティ工業株式会社
代表者名 取締役社長 宝田 和彦
(コード番号 6382 東証第2部)
問合せ先 常務取締役 深津 浩彦
(TEL. 0565-24-4800)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成22年6月29日開催予定の第76期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 本店機能の効率化を図るため、本店を現行の本社事務所に移転することとし、これに伴い、本店の所在地を神奈川県横浜市から愛知県豊田市に変更するため、現行定款第3条(本店の所在地)を変更するものであります。

(2) 本店の所在地の変更に伴い、現行定款第11条(総会の招集)について、愛知県豊田市の記載を削除し、本店所在地またはこれに隣接する地のほか名古屋市において、株主総会が開催できるよう、所要の変更を行うものであります。

本店の所在地及び株主総会の招集地の変更は、平成22年9月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設けるものであります。

なお、この附則につきましては、期間経過後に定款から削除したいと存じます。

(3) 社外取締役及び社外監査役として幅広く優秀な人材を迎えられる環境を整備し、また、期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、変更案第25条(社外取締役との責任限定契約)、変更案第32条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。

なお、変更案第25条の規定の新設を議案として提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) 上記の変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。</p> <p>(総会の招集) 第11条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。 2. 株主総会は、<u>愛知県豊田市のほか、</u>本店所在地またはこれに隣接する地において、これを招集することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条～第30条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第31条～第37条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>愛知県豊田市</u>に置く。</p> <p>(総会の招集) 第11条 (現行のとおり) 2. 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか<u>名古屋</u>市において、これを招集することができる。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第25条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第26条～第31条 (現行のとおり)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第32条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第33条～第39条 (現行のとおり)</p> <p>(附則) <u>定款第3条および第11条の変更は、平成22年9月末日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずる。</u> <u>なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成22年6月29日(火曜日)
定款変更の効力発生日	平成22年6月29日(火曜日)

以上